

会 議 録

会議の名称	令和8年度 第2回 茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和8年 8月 19 日(水) 午後2時 00 分～3時 30 分
開催場所	茨木市役所合同庁舎6階会議室
出席委員	大川委員、太田委員、川島委員、小西委員、佐藤委員、清水委員、 高田委員、富澤委員、中西委員、福阪委員、山口委員 (五十音順)
欠席委員	(五十音順)
事務局	澤田福祉部長、岩崎福祉部次長兼地域福祉課長、井上障害福祉課長、佐原障害福祉課参事、刈込障害福祉課課長代理兼認定給付2G長、山田障害福祉課主幹兼障害相談支援G長、村上障害福祉課認定給付1G長、井本障害福祉課計画推進係長、沖田障害福祉課計画推進係職員、石井健康医療部副理事兼福祉指導監査課長、中坂発達支援課長、中井発達支援課参事兼発達支援G長、濱田発達支援課参事兼あけぼの学園長、角谷発達支援課課長代理兼推進G長、菅野学校教育推進課参事兼支援教育G長
案件	会議案件 (1)計画全体の骨子案について (2)障害者計画(第5次)の中間評価について (3)障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)の評価について (4)その他
配布資料	(資料1)第8期市町村障がい福祉計画及び第4期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方 (資料2)骨子案 茨木市障害者計画(第5次)【中間見直し】 茨木市障害福祉計画(第8期) 茨木市障害児福祉計画(第4期) (当日資料1)令和8年度第2回茨木市障害者施策推進分科会 事前意見一覧 (当日資料2)障害者計画(第5次)取組状況等調査票(R7 年度実績)の修正について

発 言 者	発 言 内 容
司 会 (沖田障害福祉課計画推進係)	本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和8年度第2回茨木市障害者施策推進分科会を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の沖田と申します。よろしくお願いいたします。 本日の会議進行について、お願いが2点ございます。議題の進行上と会議録の作成のため、発言前には所属とお名前をお願いいたします。 2つ目についてです。本日もそれぞれの議題で多くの意見を頂戴したいと考えておりますが、時間の制限もございますので、次第に記載のとおり議題ごとに時間配分を設定させていただいております。設定時間が近づきましたら、チンという音でお知らせさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。 それでは、会議に入る前に会議資料等の確認をさせていただきます。本日の会議資料としまして、事前に送付させていただきました次第、資料1、資料2、お席に置かせていただいております配席表、当日資料1、当日資料2となります。お持ちでなければ係の者がお持ちしますので、挙手をお願いいたします。 会議に移る前に、当日資料2について説明いたします。前回の第1回分科会にて太田委員より地域移行に関して、精神の移行だけではなく入所施設からの移行、特に知的障害者の入所施設での人数が一番多いということもあるため、そのあたりの地域移行についても追加をお願いしたい、とのご意見をいただいておりますので、当日資料2の赤字部分のとおり修正させていただきましたので、ご報告いたします。 それでは、会議に移らせていただきます。会議の議事進行は会長が行うこととなっておりますので、中西会長よろしくお願いいたします。
中西会長	皆さま暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。 それでは、会議を始めたいと思います。委員の皆さまにおかれましては、障害福祉の増進のために積極的なご意見を賜りますようお願いしたいと思います。 なお、本分科会の会議録は原則公開となりますので、了解いただきますようお願いいたします。 それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いします。
司 会 (沖田障害福祉課計画推進係)	本日の委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。 委員総数11名のうち、ご出席は11名です。半数以上のご出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第2項により会議は成立いたしております。 また、本日は3名の方が傍聴されており、そのうちオンラインで傍聴されている方が1名いらっしゃいます。以上です。
中西会長	議事に移る前に会議の進め方についてお諮りしたいと思います。それぞれの議題について事務局から説明を受け、その内容について順次皆さまからご意見、ご質問等をいただくということでよろしいでしょうか。時間に制限がある中ですが、ご協力をお願いします。 では、そのように進めさせていただきます。 それでは、議題(1)「計画全体の骨子案について」事務局から説明をお願いします。

井本障害福祉課計画推進係長	議題(1)について、説明させていただきます。 はじめに、資料1の大阪府の基本的な考え方をご覧ください。この資料は、前回の分科会にて案をお示しさせていただきましたが、7月に入りまして大阪府から確定版が示されましたので、今回資料として付けさせていただきます。前回の案から目標値等に変更はございませんので、改めてご覧いただければと思っております。 続いて、資料2をご覧ください。計画全体の構成等について説明させていただきます。計画書の構成としましては、はじめに第5次障害者計画について、計画期間の中間年度における評価と課題を1ページから 16 ページまで記載しています。 2ページをご覧ください。中間評価等の記載方法としましては、例になりますが、基本目標1の下の特措部分をご覧ください。基本目標ごとに評価と、その基本目標でめざすべき姿、そして評価理由を表形式でまとめて記載しており、その後に施策ごとの評価を記載する作りとなっております。 次に、障害福祉計画第7期の取組状況と評価についてですが、17 ページから 38 ページまでが、障害福祉計画第7期の取組状況と評価となっております。その次に、障害児福祉計画第3期の取組状況と評価については 39 ページから 44 ページまでに記載されております。 ここまでの前半部分が各計画のこれまでの取組状況や評価のパートになります。なお、この評価部分の記載内容につきましては、国や府、本市の動向や障害福祉施設に係る専門部会でのご意見や、現在、自立支援協議会に諮問している内容の答申等により、修正が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。 続いて、45 ページ以降についてです。45 ページは、第5次障害者計画の中間見直しと、47 ページ以降が次期計画になります第8期障害福祉計画と第4期障害児福祉計画について掲載しています。 45 ページと 46 ページについては、第5次障害者計画の中間見直しになりますが、こちらは施策や取組等において見直しを行う項目についてのみ掲載する予定としております。お手元の資料では、骨子計画として現在の基本目標、施策の項目を整理して掲載しています。内容については、次回の分科会において各施策のこれまでの実施状況と評価、また国の基本指針、ご意見等を踏まえてお示ししたいと思っております。 次に、47 ページから 49 ページ、次期計画の第8期障害福祉計画と第4期障害児福祉計画について、現在大阪府の基本的な考え方で示されております項目を参考に掲載しています。この部分については、次回の第3回分科会にて計画案をお示しさせていただきます、議論いただく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。 議題1の説明については、以上です。
中西会長	ただいまの説明、大阪府の具体的な数字が出たことに関する大阪府の基本的な考え方と、資料2の骨子案について、ご説明があったと思います。委員の先生方から何かご意見とかございますでしょうか。ご質問とかいかがでしょうか。
小西委員	以前の会議でも一度確認をさせていただいたことなのですが、13 ページの施策(3)防災の推進のところで、「二次避難所であるかしの木園、ともしび園、ハートフル、あけぼの学園」と記載があるのですが、ハートフルが二次避難所なのかどうなのか、

	私の中で認識が不透明です。ハートフルの昨年度の所長にも確認をしたのですが、1.5 次みたいな返事が返ってきてまして。でも、ここに二次と明確に記載されているけど、結局二次に落ち着いたのかどうかというのを教えていただければと思います。
佐原障害福祉課参事	資料に書いております、かしの木園、ともしび園、ハートフル、あけぼの学園、これら4つの施設については、いわゆる福祉避難所という位置付けとなっています。現在検討を進めておりますが、福祉避難所につきましては原則として二次的な運用、二次避難所としての運用を予定しております。一次避難所、つまり小学校の体育館がまず開きます。それらの状況を踏まえて必要に応じて開設する二次避難所としての運営を予定しております。以上です。
小西委員	わかりました。当日もし利用者とかが直接行ってしまった場合は、その都度臨機応変に検討いただけるというイメージでよろしいでしょうか。
佐原障害福祉課参事	原則としては二次避難所になります。災害時は、混乱が予測されますので、一概にどうということは申し上げられませんが、現段階では原則としての運用となりますので、まずは一次避難所である近隣の避難場所、一次避難場所をご案内するのが原則と考えております。
太田委員	進め方について確認なのですが。次第で計画全体の骨子案について 10 分、今それがその 10 分だと思うのですが、2番目の障害者計画(第5次)の中間評価について 35 分というところで、内容について審議するという理解で良いですか。
中西会長	そうですね、はい。
太田委員	次第で、3番目に障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)の評価について 30 分なのですが、骨子案のほうでは第8期と第4期という記載になっているので、どちらが正しいのか確認しておいたほうが良いかなと思いました。
中西会長	次第のところですね。このへんは、いかがですか。
佐原障害福祉課参事	回答いたします。資料2の標題に書いておりますのは、最終的な完成版のイメージの表記、つまり障害者計画であれば第5次の中間見直しを行いますのでこういう表記、障害福祉計画と障害児計画福祉画につきましては、それぞれ第8期と第4期を作成することになりますので、このような表記にしております。そのための評価の部分を今回の資料としてお示しをし、ご意見をいただきたいと考えております。次第と資料2の表記、第7期・第3期という部分が異なるのは、そのためとなっております。以上です。
中西会長	議題2と3のところにも色々入ってきているのですが、骨子案も含めて全体の流れとか大阪府のものも併せて、こういう基本目標および評価および流れがあるという説明だと思うのですが、このあたりも含めてご質問が特になければ、詳しい議論に入っていきたいと思いますが、よろしいですかね。 では、骨子案についてはこれで置いておいて、議題(2)の障害者計画(第5次)の中間評価について、ご説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。
井本障害福祉課計画推進係長	議題(2)について、資料2の1ページから 16 ページの説明をさせていただきます。 まず、1ページをご覧ください。障害者計画(第5次)の中間見直しということで、障害者計画は令和6年度から令和 11 年度までの6年間の計画となっていますが、計画期間は引き続き計画書記載の内容に沿って取組を進めていくものでありますが、今

年度計画期間の中間年度を迎えまして、この間における社会情勢の変化や、これまでの施策の取組状況等を評価しまして、計画期間の後半に向けて課題や取組の方向性を明らかなものとするようになっております。

評価は、基本目標ごとに行っております。AからDまでの評価の説明につきましては、記載のとおりです。時間もございますので、基本目標ごとにポイントを絞って説明させていただきます。

それでは、2ページをご覧ください。基本目標1については、人材育成の機会や障害のある人となない人の交流の場を持つこと、また、関係機関との協働による地域づくりに取り組みを行った一方で、活動に係る関係機関の負担は増加する傾向にあることから、各機関・団体の自発的な活動促進と持続可能なネットワーク体制の両立に向け、引き続き取組を進めていく必要があります。ここで一部訂正がございまして、評価については、「B」としておりますが、施策は順調に推移していることから、評価を「A」に修正いたします。申し訳ありませんでした。

続きまして、4ページをご覧ください。基本目標2について、相談支援について、支援体制の充実に努め、質および量の確保に取り組み、一定の成果を上げることができましたが、計画相談支援・児童相談支援の利用率が目標水準に達しておらず、依然として大阪府内でも低い水準に留まっていることが課題となっております。評価はBとしています。

続いて、8ページをご覧ください。基本目標3については、文化・芸術、スポーツに関するさまざまな取組を行うことができたが、就労継続支援B型事業所における工賃が低い水準にあることや、文化・芸術、スポーツ活動等を通じた社会参加の充実に向けて、引き続き取組を進める必要があります。評価はBとしております。

10 ページをご覧ください。基本目標4については、障害理解・権利擁護などに関する啓発や研修を行うほか、障害理解促進事業補助金の交付対象を拡充する等、障害理解等の促進に努めました。引き続き、新たな啓発手法の検討を含め、今後も継続して障害理解等の促進に努める必要があります。評価はBとしております。

続いて、12 ページをご覧ください。基本目標5については、情報の利活用について環境整備や人材育成、民間企業と連携してスマホ講座等を開催する等したほか、防災関連施策につきましては個別避難計画や一般避難所・福祉避難所に関する取組を進めました。こちらも評価はBとしております。

14 ページをご覧ください。基本目標6については、制度の適正実施について記載しています。特に障害福祉サービス事業所の運営の適正化や人材育成に関することや、障害福祉サービスについては総量規制や意見申し出の活用に関すること等について記載しております。評価はBにしております。

また、16 ページに記載させていただいております施策(3)の評価につきましては、この後行われます専門部会で行われる障害者施設のあり方について検討された内容を踏まえて、今後記載していく予定としておりますので、このような表記となっております。

ここで、事前意見を頂戴しております。当日資料1をご覧ください。

当日資料1の No.1と2につきまして、骨子案の 10 ページの基本目標4施策(2)の

	虐待防止対策のところにつきまして、1行目で実施した取組というものを記載させていただいていますが、より具体的に記載をとというご意見をいただきました。元々書かせていただいておりますのが、「関係機関の連携強化に努めるとともに、研修を通じて虐待防止意識向上を図りました。」という記載をしておりましたが、当日資料1の回答にも書かせていただいております「障害福祉サービス指定権者、警察等の関係機関との情報共有、協働により迅速かつ適切に対応しました。また、大阪府主催の研修を受講して、事例検討やグループワークを通じて虐待防止の意識・技術向上を図りました。」と修正させていただきます。 続きまして、11ページの基本目標4施策(3)の権利擁護の推進について、ご意見を頂戴いたしました。成年後見制度の記述の中で、法改正を受けて対応していく旨の内容を記載してほしいというご意見をいただきました。元の文案としましては、「また、成年後見制度については支援を必要とされる方へ適切な対応を行い、制度利用の促進を図りました。引き続き、制度の周知と制度につなげる相談機関との連携による取組が必要です。」としておりましたのを、「また、成年後見制度については支援を必要とされる方へ適切な対応を行い、制度利用の促進を図りました。引き続き、制度の周知と制度につなげる相談機関との連携による取組を進めるほか、改正法の施行にあたりその趣旨を踏まえた対応を行う必要があります。」に修正させていただきます。なお、法改正に係る施策の見直しにつきましては、地域福祉計画部分にて記載していく予定にしております。議題(2)の説明につきましては、以上です。
中西会長	障害者計画(第5次)の中間地点ということで、それぞれの基本目標に対して評価に関して説明をいただきました。また、事前に意見があったことに関してご回答いただきました。評価等に関して、委員の皆さまから何かご意見とかご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。
太田委員	4ページのところで一点修正をした方が良くかなと思ったのですが、下のところです。計画相談のことが書いてあるのですが、「本市においては、市町村相談支援事業に従事する相談支援専門員の数が必要に比して多いと考えられ、それが計画相談支援等に従事する人材が不足する大きな要因となっていることから」という部分ですが、この分析部分は、ここまで言い切るのはいさ言過ぎではないかと感じました。人材が不足する大きな要因というのは言過ぎではないかと。後半の障害福祉計画の説明には、「背景要因の一つとして考えられる」みたいなニュアンスで書かれているのですが、この書きぶりがどうかと思いましたので、削除しても内容的には問題ないですし、あるいは文章の内容をもう少し修正してもらった方が良く感じましたので、お願いしたいと思います。 もう一つ、8ページのところで就労のことが書かれているのですが、その中に大学就学支援事業についても触れられています。就労の項目で大学就学のことを書くのがどうなのかと感じたのと、大学就学支援事業については検討していくことになっていたと思いますので、是非この就労支援の事業とは別にしっかりと進めていただきたいと思いました。 少し戻りまして5ページ、「施策(2)地域での自立した生活への支援」というところで、前回の資料と見比べると大分たくさんの項目があったのをコンパクトに整理をし

	て、そのこと自体はスッキリして良いと思いました。ただ一点、「共同生活援助(グループホーム)」については、定員数が月平均利用者数を上回っており社会基盤の整備は必要水準を一定達成していると評価しています。」と書かれている点について、数字的にはそうだと思うのですが、ただ一方でグループホームについては強度行動障害のある人とか重複障害の人については、やっぱり足りていないということは認識として皆で共有しているところかと思います。これだけを見るとグループホームは十分整備できたということになってしまうと思いますので、そのあたりを少し追記していただいた方が良くかと思いました。以上です。
中西会長	ありがとうございます。事務局からご回答はございますでしょうか。
井上障害福祉課長	ご指摘いただいた部分の、まず基本目標2の相談支援に関する評価の部分に関しては、障害福祉計画と書きぶりが少し異なっている部分もありますので、ご意見を踏まえまして検討したいと思います。 次の5ページのグループホームに関しては、先日の自立支援協議会にも諮問をさせていただいて、そちらでもご協議をいただく中で、グループホームの整備状況については色々ご意見も頂戴しました。後日いただく答申内容も含めた上で今ご指摘いただいた内容につきましても再度検討させていただきたいと考えております。 次に基本目標3、8ページの部分ですが、大学の就学の箇所については直接就労のことを指しているのではないのではないかとのご指摘でございました。こちらは入れる項目等を色々検討はさせていただいたのですが、実現していくということであれば、任意事業である国の市町村地域生活支援促進事業のメニューの中から「重度訪問介護利用者の大学就学支援事業」と「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の優先順位を比較考量して検討することとなりますので、教育の中に入れるよりは、この項目で一旦整理させていただいたところ です。以上です。
中西会長	ありがとうございます。太田委員は今のご意見でよろしいですか。
太田委員	項目の整理については理解しました。ただ、一方でこの大学就学支援事業については、前々から喫緊の課題としても実際に困っている方がいらっしゃるということを聞いていますので、積極的に取り組んでもらいたいということを改めてお願いしたいと思います。以上です。
中西会長	ありがとうございます。 そうしましたら、委員のほうから他にご意見とかご質問とか。
清水委員	大学の就学の記載のことについて意見があったのですが、基本目標3の施策(2)に入れたら良いのではないかと聞いていて思いました。大学就学は、本当に大学生として就学する方もおられれば、障害を持っておられて支援学校の高等部を卒業した後、生涯学習の一環として大学でされている生涯学習のプログラムに参加されている方も徐々に増えていくと思います。それは就労というよりはその方々が生涯学習として社会参加されているということに近いと思うので、施策(2)に入れられてはいいかがでしょうか。
中西会長	このあたりの意見は、どうですか。
井上障害福祉	先ほど申し上げた通り、もしこれを実現するとすると国の事業を優先順位を比較考

課長	量して検討するということがありますので、そのあたりの兼ね合いも含め、ご意見いただいた内容も含め、検討させていただきたいと思います。
中西会長	ありがとうございます。就学、今大学ではすごくそれを活発に動いていますので、進めば良いかなと思ったところです。
佐藤委員	視覚障害者がグループホームを利用していることはあるのでしょうか。あまり聞いたことがないので、もしあれば教えていただきたいです。
中西会長	視覚障害の方のグループホーム利用に関してですが、お願いします。
刈込障害福祉課課長代理兼認定給付2G長	現時点で支給決定の相談を受けている中では、視覚障害の方からのグループホームを使いたいというニーズは把握しておりません。
佐藤委員	ショートステイは聞いたことがあるのですが、グループホームはあまり聞いたことがなかったので、お聞きしたかったです。ありがとうございます。
中西会長	他にご意見とかございますでしょうか。
清水委員	7ページの施策(7)学校教育・社会教育の充実の1行目に「支援教育の専門性の向上を図るため、様々な研修を行い教職員の資質向上に努めた他」と記載があるのですが、学校で働いておられる看護師の方々から耳にするのは、なかなか地域の学校の支援学級の先生方の支援教育の内容が、すごく頑張っておられる先生もいらっしゃるのですが、その一方で看護師に丸投げされているような先生もおられるようなことを伺ったりしています。先生方の支援教育の研修とか、そういう専門性の向上はすごく大事だと思ったのですが。さまざまな研修というのは、どういった研修をなさっておられるのか教えていただいてよろしいでしょうか。
菅野学校教育推進課参事兼支援教育G長	さまざまな研修ということで書かせていただいているのですが、具体的にはまず支援学級の担任をしている先生に対しての研修を年3回、学期に1回しています。また、学校教育推進課ではないのですが教育センターでは、特に夏休み、この期間を活用して支援教育に関することということで、大学の先生に来ていただいたり、あと支援学校の先生に来ていただいて、具体的な教育の仕方とか支援の仕方等を研修で学べるようなことを実施しています。特に今年の夏休みのセンターの研修は、支援教育関係が6講座開催されています。夏休み以外にも随時研修がありますし、あと大阪府の教育センターでも研修が組まれていますので、そういったものを活用して先生方の指導力の向上というところに努めているところです。
小西委員	同じ箇所になるのですが7ページ、以前の質問で「支援学校をはじめとする関係機関と連携を図りました。」というところで、以前支援学校というのはどこの支援学校ですかという質問をさせていただきました。その際の答えが、確か、茨木支援学校だったかと思います。ただ、知的のお子さんに関しては、茨木市の方は摂津支援学校と高槻支援学校に行っているのですが、できれば連携をしていただきたいです。もちろん、茨木支援学校との連携も大切なのですが、摂津支援学校と高槻支援学校との連携についても、今一度考えていただけたらと思います。実際、現状どうでしょうか。うちの子は、教育相談を学校から申し込んでいただいた際アドバイスいただいたのは、茨木支

	援学校の先生でした。ただ、うちの子の状況でいうと茨木支援学校の先生からのアドバイ스가ちょうど良かったので、それは良かったなと思ったのですが。後から聞いたら、高槻とか摂津とかからアドバイスをいただいたという保護者さんが周りにいらっしゃらなかったのか、たまたまいなかったのか、そういう事例がまだまだ少ないとか、そういうのがあるのかというのを伺いできればと思います。
菅野学校教育推進課参事兼支援教育G長	支援学校のより充実した教育相談ということで、改革を進めてくれています。現状としては、高槻支援学校、摂津支援学校の先生も学校に来ていただいて、小学校・中学校の先生に対してケースごとの助言いただいていることもありますし、この夏休み、ここ数年ずっと、支援学校のリーディングスタッフと呼ばれる先生方と、茨木市のリーディングチームと呼ばれる先生方で研修を合同で作って、小中学校の先生に来てもらって色々と学んでもらうということも実施しています。茨木支援学校は肢体不自由なので、よりその障害に合わせた専門性のところで教育相談に来ていただいていますし、知的のほうでは高槻支援と摂津支援それぞれの校区ごとで来ていただいているという現状です。また、視覚障害では、大阪北視覚支援学校の先生に実際来ていただいている中学校もあり、それぞれの障害に応じた支援学校と連携を深めているところです。
中西会長	よろしいですか。他、委員のほうからご意見はございますか。
富澤委員	先ほど、基本目標1の評価を変更されたという話があったのですが、当初資料として配布いただいた際には、すべての評価がBということで、表を見ると概ね順調に進行していると。一方、今変更されたところは順調に進行しているという。これは表現の話になるかと思うのですが、このあたり評価変更された理由をもう少し詳しく教えていただきたいのと、あと全体的に概ね順調と評価されているのは、どういったあたりでこの評価をされているのかというあたりが、基準のようなものがあれば、教えていただきたいです。
中西会長	ありがとうございます。評価Aに変更した主な理由ですね、概ねから順調にということに変わったことと、あと基準が何かあるのかということですね。いかがでしょうか。
井本障害福祉課計画推進係長	統一的な評価ができるように各取組内容について、それぞれの担当部署がどのくらい進んだかというところをA、B、C、Dで評価をつけています。その中で、Aであれば4点、Bであれば3点、Cであれば2点、Dであれば1点というように基準を設けております。今回、BがAに変わったというところですが、各取組の指標の平均点を算出し、小数点以下四捨五入という形で統一的な出し方をしておりますが、計算過程で誤りがありましたので、今回BからAに修正したものです。
富澤委員	同じ基本目標1のところですが、それぞれの目標によって担当課の関わる数も変わっているので、もちろん一律に評価でつけることも大切かと思うのですが、「お互いにつながり支え合える」というテーマになると、これは今後の検討で良いとは思いますが、もう少しこの目標の性格上、もっと色々なところが参画していただくことが望ましいのではないかと思います。これはまた今後検討いただければと思います。以上です。
中西会長	ありがとうございます。基本目標1の文言について、これはご提案ということですからね。事務局からご意見はございますか。

佐原障害福祉課参事	「お互いにつながり支え合える」というテーマの基本目標になっています。今茨木市は、市全体として「おにクル」もできましたように共創の取組、市だけが頑張るのではない、民間の団体だけが頑張るのではない、それぞれが手と手を取り合ってお互いの良さを活かしながら、まちを活性化させていくということを基本コンセプトとして、市の取組を進めています。障害分野においても、さまざまな関係団体でも連携が進んでおり、また、市との連携だけではなくて民間の団体個別での活動というのも、非常に活性化してきていると実感しているところです。ご意見いただいた趣旨を踏まえまして、そのあたりが文章としてもう少し上手に表現できないか工夫して、一度検討してみたいと思います。ありがとうございます。
井上障害福祉課長	補足をさせていただきます。実は、今回初めて評価に関わっている担当課を記載しました。どこが取り組んでいるのか、どんなことをやっているのかというのが、できるだけ具体的にイメージしていただけることを目指したものです。今回、基本目標1につきましては障害福祉課それぞれプラス地域福祉課と共創推進課となっているのですが、地域福祉課、共創推進課はいずれも市内のさまざまな取組のハブになるような役割を持っている課でございます。地域福祉であれば、福祉のさまざまなジャンルの分野の福祉に係る取組のハブに、共創推進課に関しては、市民活動を含めたさまざまな取組を集約しているハブのような課になっていますので、その課を2つ入れさせていただきます。この2つの課を入れているということは、そこにつながって他の福祉関係の部署であるとか、あるいは他の課もつながる取組をやっているというような状況でございまして、その関係課を全部はなかなか列挙しがたいものがあるのでこのような記載としております。委員ご指摘の意見も踏まえまして、今後工夫してまいりたいと思います。ありがとうございます。
中西会長	ありがとうございます。まだ時間があるようですが、委員の方からご質問とかございますか。いかがでしょうか。
福阪委員	6ページの「医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害を有する者に対する支援」というところで、医ケアの方にも私自身携わらせていただいているのですが、なかなかどんなニーズがあるとか、どれくらい人数いらっしゃるのかとか、そのあたりどこまで把握していくかということが難しいと日々思っています。強度行動障害の方も同じように関わらせていただいているケースもあるのですが、なかなか自宅から出られないケースとかそういった方もすごく多い中で、サービスも徐々に増えているのですが、実際の人数とかそういったところが把握していくべきなのか、もちろん把握されているのであれば、今どういうふうの実態をつかんでおられるのかとか教えていただけたらなど。漠然としているのですが、お願いします。
中西会長	ありがとうございます。
井上障害福祉課長	強度行動障害につきましては、令和5年のデータ分析によりまして概ね数を出して、こちらの施策推進分科会にも提出をさせていただいています。現行計画を策定する時に、強度行動障害のある方の人数や、どの種類のサービスを使われておられるかといったデータをお示しました。医ケアにつきましては、厳密な数が取れず、把握できるものの中から一定推計を出しながら、実際に使われている短期入所やグループホーム、施設等でどんな課題があるのかなどアンケート調査し、その結果を、現行

	計画を策定する時に資料として提示させていただきました。今手元にその資料がございませんので、何人ということとははっきりした数は申し上げられないのですが。一方で、強度行動障害につきましては、障害福祉計画の中でも実際の把握の調査をするということで記載をさせていただいていた関係で、現在調査中です。その結果も分科会にお示しをして、次期計画の策定に向けたご意見をいただく資料とさせていただきたいと考えています。
中西会長	よろしいですか。
刈込障害福祉課課長代理兼認定給付2G長	令和5年 10 月の調査内容ですが、強度行動障害の方については、障害支援区分の認定調査による行動援護点数が 10 点以上のものという条件で抽出した時には、その当時支給決定している障害の方が 2,413 名、そのうち強度行動障害の状態にある方は 332 名という調査内容となっております。
中西会長	ありがとうございました。他に委員の方からご意見とかはないでしょうか。
太田委員	2ページ、施策(1)の最後に「重層的支援体制整備事業についても同様の課題があり、引き続き取組が必要です。」と一文だけ書かれているのですが、このあたりどういう状況なのか、もう少し教えてほしいと思いました。 また、私の記憶違いなら申し訳ないのですが、この中に障害の分野でいうと確か地域活動支援センターが位置づいていたような記憶があるのですが、実際にそれが上手くマッチングするののかもわからないのですが、一方で地域活動支援センターについても検討していこうということになっていると思いますが、長期計画であまり触れられていないと感じました。 もう一つ、地区保健福祉センターについても、この長期計画にあまり触れられていないと感じたのですが、そのあたりはどう全体につながってくるのか、わかりやすく示していただけると有難いと感じました。
岩崎福祉部次長兼地域福祉課長	重層的支援体制整備事業の同様の課題ということで記載のとおり、これまで茨木市でも地域共生社会の実現に向けて色々な取組を進めてまいりまして、それにあわせて重層的支援体制整備事業を進めたということもございますので、そういったことで同様の課題があるという形で示しているところです。 地区保健福祉センター等につきましては、これは総合保健福祉計画ということで地域福祉計画も一緒に策定しておりまして、その場で詳しく書いているところがございますが、障害のほうでどのように書くかは、また検討させていただきたいと思います。
井上障害福祉課長	ご意見ありましたとおり、重層的支援体制の中で扱うべき事業の中に地域活動支援センターの内容も含まれております。地域活動支援センターをどのような形で地域の方の居場所として位置づけるかは、地域の実情に応じて各市町村で検討するものですが、本市に関しても地域活動支援センターは障害のある方の居場所としての社会資源と現状では考えています。仕組みとしては、そこで多世代交流や、他の属性の方と交流するという作り方も重層的支援体制の中ではできるという建付けにはなっているのですが、茨木市の実情を考えれば、障害のある方がまずは安心して通える場を整備していかなければならないという認識です。地域活動支援センターにつ

	いては、評価の中でも記載のとおり、サービス基盤に3年の間に大きな変動がありましたので、地域活動支援センターのあり方について検討していく必要があるということで、記載をしているところです。
小西委員	5年前の話になるので、今現在それがどうなっているのかというのを伺いたくて、質問させていただければと思います。6ページの施策(6)保育・教育における支援の充実というところで、うちの子の話になるのですが、あけぼのから市立幼稚園に転園をする際に、個人加配が必要だということを市の方から言われました。その結果をずっと待っていてもなかなか来なくて、11月には幼稚園の制服とか注文しないといけないのですが、もちろんその時点でも連絡が来るのは無理だとわかっていたので、念の為制服を発注して待っていました。結局、あなたのお子さんは4月1日から幼稚園に入れますと連絡をいただいたのが、3月29日でした。うちは、ダメ元でも用意しておけば良いやと思ったので制服を用意しておけたし、準備しておいたから良かったのですが、上の学年の保護者さんで加配をつけないとダメです、加配の先生が決まったらご連絡しますと言われたまま加配の先生が決まらなくて、結局半年くらい待たされたという話も聞いたことがあります。私はその可能性もあると思って準備をしていたのですが、同じように待っていたお母さんが「いつになったら連絡が来るんだろう、もう3月末になったから無理だったのではないかな。4月からの行き先を考えなくちゃいけない」と、すごくワタワタされていました。非難したいわけではないのですが、その状況は今もそんな感じなのかとか、そのへんを確認できればと思っております。
中井発達支援課参事兼発達支援G長	実際に保育現場における加配の具体的なスケジュール、手続きについては、保育部門になりまして、具体的なお答えはできかねるのですが、確かに委員がおっしゃるように加配の先生が配置できるかどうかによってお子さんの入園が決まるという状況の中で、ご連絡が遅くなるというところは、やはり連絡体制の不備かと思われますので、一旦このご意見を保育部署にも共有させていただきたいと思います。ありがとうございます。
中西会長	評価に関して色々ご質問もあったかと思います。これからこういう評価、点検をやっていくことは重要ですし、色々な研修会も行われていますが、それが実際にどの程度つながっているかということも今後大事になるかと思います。そのあたりも含めて、今後検討になってくると思います。 それでは、議題(2)はこれで終わります、続けて議題(3)障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)の評価について、事務局から説明をお願いしたいと思います。
井本障害福祉課計画推進係長	議題(3)については、17ページからの障害福祉計画(第7期)と障害児福祉計画(第3期)の取組状況と課題の部分を説明いたします。障害福祉計画と障害児福祉計画の振り返りの部分になります。この部分については、先日の第2回分科会において進捗の状況を報告させていただきました。その取りまとめとなっておりますので、項目に沿った説明は控えさせていただきますが、とりわけ相談支援体制の充実や、最適化に向けた取組、また、のぞまないセルフプランの解消に向けた実態把握や対応、また総量規制や意見申出制度の活用等の検討等、国の基本指針で新たに設定されました成果目標や活動指標、そして計画の取組状況、評価を踏まえまして、次期計画の目

	標設定を行ってまいりたいと思っております。 17 ページ、②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の【精神病床における1年以上の長期入院患者数の成果と評価】の部分については、第1回分科会時点では数字が示されておりましたが、この度数字が示されましたので報告させていただきます。記載のとおりになります。精神病床における1年以上の長期入院患者数については、目標値を 315 人とさせていただいています。令和7年6月末時点では 298 人となっており、目標を達成している状況です。引き続き自立支援協議会の地域移行・地域定着部会の取組等を通じて、医療機関や大阪府保健所等と連携を図りながら長期入院患者の地域移行を進めてまいります。 当日資料1、誤記についてご意見をいただいております。29 ページの3行目に誤記がありましたので、こちらについては「推進します。」という形で修正をします。議題(3)の説明については、以上です。
中西会長	障害福祉計画(第7期)と障害児福祉計画(第3期)の評価等について、委員の先生方からご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
太田委員	24 ページの訪問系サービスのところで、前回も言わせていただいたところなのですが、重度訪問介護の知的障害者のところが令和6年度の時間数で 1,075 という実績だったのが、令和7年度は 688 と、大きく下がっているところは把握をしていただきたいですし、今後、ここについては意識して増やしていくように取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。
中西会長	他にご意見いかがでしょうか。
太田委員	35 ページの障害者相談支援事業について、いわゆる委託相談について、今後どうしていくのかというところで検討中だと思いますが、今後の見通しみたいなものがわかれば教えていただきたいと思います。
井上障害福祉課長	こちらにつきましては、自立支援協議会にも諮問させていただきまして、今ご意見を頂戴しているところです。今後の見通しにつきましては、市の案として現行の9か所から5か所ということをお示しをして、ご意見を頂戴しているところでございまして、それについての答申をまたこちらで報告したいと考えています。
太田委員	これはいつから、例えば5か所になるとしたらいつからになるのでしょうか。
井上障害福祉課長	ご意見いただいたものも含めまして次の3年間の計画見込み量を活動指標の案として、今後こちらの分科会でお示しをしていきますので、そこで何年度何か所という形で案をお示しすることを想定しています。
中西会長	よろしいですか。
富澤委員	もしかしたら毎回出ているところかもしれませんが、19 ページ以降の就労に関連する説明やデータのところの記載がないところは、現状未集計という理解でよろしいでしょうか。
井本障害福祉課計画推進係長	黒丸で記載している部分については、府から8月中に示されると聞いてはいますが、今時点では確定した数値がまだ出ていないというところで、黒丸としております。確定され次第、順次、この数値や評価の部分は入れさせていただいて、報告していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

富澤委員	ありがとうございます。未達成という記述、19 ページでも強度行動障害を有する者に対する支援体制の目標値と実績の項目が未達成というのは、どういう状況なのか教えていただけたことがあれば、教えていただきたいです。
刈込障害福祉課課長代理兼認定給付2G長	強度行動障害者に対する調査が未達成というのは、令和7年度末時点ではすることができなかったという状況です。強度行動障害や医療的ケアの調査については、令和5年度に一度実施しているのですが、今回の計画の中、特に令和7年度までにはできていない状況ということになります。令和8年度に調査をかけているところですので、今年度事業者や自立支援協議会にそれぞれ報告するということを目指していきたいと考えています。
中西会長	他ご意見ありますか。いかがでしょうか。
小西委員	35 ページの成年後見制度利用支援事業についてお伺いしたいのですが。結構私の周りでは成年後見制度に興味ある保護者さんがすごく多くて、市がこういう支援事業をしていることを知っている方はいないです。前半の資料を見ると、制度の周知と制度につなげる相談機関の連携による取組が必要となっているので、今はまだ準備段階という感じなのかなと私は認識していたのですが、この事業の対象となる法人がないということで、資料見て初めてそうだったんだと知りました。この状態でどのように周知できるのだろうかと思ってしまったのと、この見込量と実績値というのが実際に利用したいという方はもっと多いのではないかと思います。こういう数字の設定基準とか、すごく伸ばしていただきたいところなので、例えば周知をするということであれば、各団体に出席講座をしていただくとかはすごく需要があると思うので、実際に利用できるのかどうかという見込みとかを教えていただけたらと思います。
岩崎福祉部次長兼地域福祉課長	成年後見制度ですが、まず見込量と実績値については、これまでの実績値から概ねこの程度というところを出しているところです。利用したいという方、ニーズはあると思っていますので、障害の相談支援事業所等と連携して、周知啓発を図っていきたいと思っています。また、富澤委員の意見にもありましたが、成年後見制度は法改正があり、今大きく変わるところでございますので、その中で成年後見制度全般につきましてどのように利用していくべきか周知していくかについては、今後また検討したいと思っています。ありがとうございます。
中西会長	ありがとうございました。他にご意見とかご質問とかございませんか。
山口委員	29 ページ、計画相談の利用率、また相談支援専門員の人数の増加というところで、今年度から補助事業として障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金が出てきたと思うのですが、ここに相談支援従事者の初任者研修とか現任研修が入っていなかったのではないかと思います。認識が違っていたら申し訳ないのですが、調べたところそれが入っていなかったのもので、その研修も対象になっていけば、少しは、大きな法人でも今後人材を回していくところでは非常に助かるのではないかと思いますので、意見させていただきました。よろしくお願いします。
村上障害福祉課認定給付1G長	今年度から始めた障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金の対象研修については、今年度は強度行動障害や医ケアを中心とした課題に対応できる職員を養成するということと、介護職員全般の不足を補うことを目的とした研修を補助対象

	としてスタートしています。さまざまなご意見もいただいておりますので、今後いただいた意見を参考にしながらまた検討していきたいと考えています。以上です。
高田委員	民生委員の仕事の中に色々な地域の方の相談ごとがあった時に各関係機関につながりという役割があるのですが、なかなか障害を持っておられる方との関わりが少ないので、そういうことを知る機会がすごく少ないです。成年後見人についても、民生委員に言ってこられるのは、高齢者の方の認知の部分が多くて、研修だとかも、やっぱり高齢者が多いので、なかなか障害を持っておられる方の後見人は少ないです。私の甥で、一人障害を持っているダウン症の子がいるので、誰がその子の後見人になるとか、父親の年齢が高くなったので弁護士の方に後見人をお願いしたりとか、自分が経験しないと言えない部分があって申し訳ないと思います。ここに来ていつも思うのは、なかなか私達民生委員が勉強する機会が少なくて、色々なところにつなげる役と言われるのですが、もっとどんどん色々なことをしていけないといけないと思います。高齢者のこととか、子どものことも、色々つながれるようになってきたのですが、やはり要支援者の方とのつながりが少ないのは、色々話を聞いていて感じさせてもらいました。
中西会長	ありがとうございます。
富澤委員	質問があっちこっちで申し訳ないのですが、今もつながりという話が出ていたので、33 ページで2点お伺いします。先ほどの障害者計画でも出ていたかと思うのですが、市民とのつながりという点でいくと、ここでは理解促進研修・啓発事業で実際にこれまで展開してきたものを書いています、さらに課題のところで「より市民等に障害理解の促進が広まる啓発手法について検討します」とあるのですが、これは非常に難しいと思います。本当にこの検討は大事なことだと思うのですが、市民に障害理解を啓発していかないといけないということ、計画だからもちろん実施していくところではありますが、実施する実績の上でどうしていきたいとか、何を具体的に課題として考えているのかというあたりが、もしあれば教えていただきたいと思います。 もう一点、次の自発的活動支援事業、これはいわゆる障害当事者の方の活動のことを指していると思うのですが、どうしてもこの書き方だとわかりにくい。当事者部会とあるのですが、障害当事者といっても色々な障害の方がいらっしゃいます。この場でも色々な障害の話が出ていますが、例えば主にどういう障害の方が中心に動かれているのか。例えば小学校に交流事業に行ったというのは、これはどの障害で行っていることなのか。こういった事業の中でも、例えば私の専門の精神のほうに寄ってしまうと、なかなか精神の啓発事業をやりたいと思っても実施までは難しいところもあったりするので、現状動いている当事者の活動というのは、どのあたりの障害の当事者の方が中心なのかというあたりを教えていただければと思います。
中西会長	富澤委員、ありがとうございます。事務局からよろしいですか。
井本障害福祉課計画推進係長	一点目の、より市民等の障害理解の促進が広まる啓発手法について、おっしゃっていただいたように市としても市民の方々の障害理解がどこまで進んでいるのかを把握することは、一概にできるものではないと思っています。今年度の障害者差別解消支援協議会のほうで、市民等の障害理解がどの程度進んでいるのか、市として測れ

	るような指標が何かあればということで検討を始めたところで、ついこの間の会議でグループワークを実施したところでは、その中でも、手法の一つとしてアンケート等を活用して、市民等の理解がどの程度進んでいるのか等を把握できないかという意見等が出たところでは、これらが今後進み、どういった層の理解が薄いであることや、合理的配慮を推進する上で事業者の理解がどの程度なのかというところを把握できれば、啓発の手法について、よりアプローチできる方法を検討して周知していけるのではと考えています。
佐原障害福祉課参事	障害理解の促進の啓発手法については、非常に難しい課題と感じています。客観的な数値として把握していくということ一つとっても、非常に難しいものだと思います。ただ、検討は開始しておりますし、例えばハートフルは市の施策の発信拠点であるというような側面もございます。ハートフルは来年度末をもって今期の指定管理が終わりますので、次の指定管理の期間でハートフル等も活用しながらどんな手立てが打っていけるのか、引き続き検討していきたいと考えています。ありがとうございます。
井上障害福祉課長	自発的活動支援事業につきましては調べておりますので、回答を今しばらくお待ちください。
中西会長	障害理解はとても難しいのですが、日本のやり方は1回きりのことが多くて、持続的にやらないケースがすごく多いです。1回やって終わるとか。あと多いのは、病気のことが知られることが多くて、逆に他と違う人みたいな理解になることもあるので、欧米とかみても継続的にずっと1年中やっているとか、1年中CMをするとかもあるので、そのあたりの回数の問題も含めてやるのが、今後大事なかなと思ったりしました。まだ少し時間があるのですが、何か。
小西委員	ご回答いただいた中で、ハートフルで色々な取組の情報発信を来年度から取り組んでいけたらとおっしゃっていただけたので、とても有難いと思います。というのも、私が認識しているハートフルでの活動は、ハートフルに行かないとその日何をしているか、1階のロビーのホワイトボードにこれやっていますというのは書かれている、それを見ないとわからない。そして、それに参加したくても参加できない、飛び込み参加ができない。利用するのも団体登録をしないとハートフルの貸室事業は利用できない。だけど、登録をするための手順はホームページに書いていないです。窓口にお問い合わせくださいというだけで、行ってみたら申請用紙があって、名簿を出してくださいと言われるのですが、名簿のフォーマットもない。名簿には何が必要なのか個別で聞いて、会員の方の住所とか氏名とか、手帳を持っている人が5人以上いないといけないという条件も、ホームページには書かれていないです。問い合わせ初めてわかる、問い合わせないとわからない情報が多いです。また、私がハートフルについて勿体ないと思っているのが、登録している団体の情報が全く公にされていないので、例えば当事者の方とか保護者さんが茨木市にきました、そういう障害者団体があったら教えてほしいというのも、何も資料がないです。結局、口コミ、例えばうちだったら藍野療育園に行った時にハートフルで登録しているでんでん虫の会という会があると教われたけど、藍野療育園が間に入ってどうこうというのはできない。じゃあどこに問い合わせたら良いのかとなっても、その時期はでんでん虫の会のホームペー

	ジとかも中途半端な状態、どこに問い合わせたら良いかわからない、ハートフルに問い合わせたら良いのかかわからない。登録している団体の情報がわからない、団体がやっているイベントの情報もわからないし、わかったとしても団体登録していない人は参加できないとか。団体登録も、結局ホームページでは貸室事業をしているというところしか載っていないので、すごく閉鎖的な利用状況になっていると思います。団体によって新規会員を募集しているところと募集していないところもあるでしょうし、一般の方が参加しにくい感じですね。ハートフルじゃないところにサロンを設けて、一般の方も自由に来てもらえるようにしているのですが、果たしてハートフルにそういうことができるのか、私はできないと認識していたので、情報発信するには今のハートフルの利用のやり方だと勿体ないと個人的に思っています。以上です。
佐原障害福祉課参事	より開かれた、よりアクセスしやすいハートフルを目指していますが、今の指定管理の期間は来年度末まで、もう一年あります。再来年度から新たな指定管理が始まり市は仕様書を作りますので、いただいたご意見の趣旨も踏まえて、盛り込むべきことを検討したいと思います。例えば登録団体の方の情報開示は登録団体の方に同意を得ないといけないということもありますので、慎重に進めなければいけないことではあると思っています。ご意見の趣旨は非常に重要な視点と感じましたので、ハートフルと情報共有を進めながら、より良い管理運営になるように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。
中西会長	よろしいですね。そうしましたら今ちょうどチャイムが鳴りましたので、時間になってきたかと思います。
太田委員	35 ページの成年後見の話が出たので思いだしたのですが、この成年後見制度利用支援事業というのは、成年後見の手続きの補助とか、あと後見人を弁護士とか司法書士にお願いする費用とか、そういうのを支援してくれる事業で、これは茨木市の素晴らしい事業だと思います。障害のある人に関わっていて思うのは、司法書士に後見人をお願いすると費用がかかるということで、躊躇して、本人とあまり関わりのない親戚の人が自分でやるとかいうようなことになったりすることが結構多くて。この支援事業を使おうと思えば、市長申し立てでないと、そういう支援が受けられないということになっています。ここをもう少し緩和して、この成年後見の制度を使うのに後見人への費用を市が補助することを広げてもらおうと、大分使いやすくなる。本人にとって、知的障害のある人にとってメリットがあると感じています。ちょうど法改正があるタイミングですので、市の制度自体ももう少し広げていただけたら、すごく有難いと思いました。以上です。
中西会長	ありがとうございます。事務局ありますか。
岩崎福祉部次長兼地域福祉課長	報酬助成事業については、市長申し立てだけでなく本人申し立てでも助成しています。そのあたりは法改正が色々使いやすくなる制度に変わっていきます。今まででしたら一度なったら絶対ずっとなりっぱなしで、報酬もずっと払いっぱなしになるというのが、必要に応じてという形にも変わりますので、そういったことを踏まえて今後とも制度設計を市としても考えていきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。

山田障害福祉課主幹兼障害相談支援G長	当事者部会の状況についてお答えさせていただきます。当事者部会の状況としては、参加されている方はさまざまな障害をお持ちの方ではあるのですが、主に精神障害の方が参加されている状況です。活動の内容については、当事者部会の活動として、記載のあるピアサポート活動支援があるのですが、月に1～2回当事者の方々が集まられて、カラオケや談話などをされています。あと、記載にある他市の当事者部会との交流は、吹田市の当事者部会との交流会を実施しています。以上になります。
中西会長	ありがとうございます。これで障害福祉計画(第7期)と障害児福祉計画(第3期)の評価についての議論は終わりたいと思います。 それでは、その他に関して事務局から何か議題はございますか。
沖田障害福祉課計画推進係	その他については、特にございません。
中西会長	他の委員の方から何かございますか。 他に意見がないようでしたら、本日の議題案件はこれで終わりたいと思います。皆さま長時間にわたってご協力ありがとうございました。 それでは、事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。
沖田障害福祉課計画推進係	委員の皆さまにおかれましては、長時間お疲れ様でした。 事務連絡をさせていただきます。まず、本日の会議録については、事務局で会議録案を作成し、後日委員の皆さまにお送りさせていただきますので、ご確認いただきますようお願いいたします。 次回の分科会は、令和8年10月14日を予定しています。開催までに改めてご案内差し上げますので、よろしくお願いいたします。本日はこの後15分休憩した後、3時45分から引き続き専門部会を開催しますので、中西会長、富澤委員、佐藤委員、山口委員、大川委員は、開始時間までに席にお戻りいただきますようお願いいたします。 それでは、本日はこれにて以上となります。誠にありがとうございました。